

## 新型コロナウイルス対策等に関する要望事項

2022年8月4日

立憲民主党・無所属

### 【今回協議を求める件】

(感染拡大防止・医療体制)

- 1 日々過去最多の新規感染者数を記録しており、医療ひっ迫や介護・保育従事者、公共交通機関運転士の不足などの社会的混乱が起こりかねないことから、第7波の感染状況を注視・警戒し、先手の対策を講じること。特に、免疫逃避も指摘され、感染力も強いと言われているBA.5系統及び新たに確認されたオミクロン株の新変異ウイルスBA.2.75(ケンタウロス)の特性に応じた対策を的確に講じること。
- 2 「行動制限は求めない」というキャッチーなフレーズが独り歩きし、安全宣言のメッセージと受け取られ、感染抑制に歯止めがかからない状況となっている。医療崩壊を防ぐためにも、事業者や生活困窮者への経済的支援を行うことを前提として行動制限を含めた強い感染抑制策について検討すること。特に、高齢者への感染拡大を招きかねないお盆の帰省のあり方について政府の考え方を早急に示し、周知すること。
- 3 東京で末期がんの高齢者が自宅で感染し、救急搬送を依頼したところ、病院を100件確認したにもかかわらず搬送先が見つからず、そのまま自宅で亡くなる事案が起こっている。岸田総理の掲げた「医療難民ゼロ」は第7波でも達成できなかった。なぜ、このような事案が起こったのか、原因・課題を明らかにするとともに、至急対策を講じること。
- 4 検査を希望する者がすぐに検査を受けられるよう、検査試薬及び検査キットの供給体制の迅速な強化・無料配布、無料PCR等検査の拡充を行うこと。発熱外来の負担を軽減するため、抗原検査キットの配布を発熱外来以外で行うとともに自治体による検査センターの設置を進めること。抗原検査キットについて、無症状者に使えないことや感度が低いこと、陰性＝安全ではないことについての周知・啓発を図ること。
- 5 よりリスクのある人、重症になりつつある人に医療資源を有効に振り向けるため、自己検査陽性者でごく軽症や基礎疾患のない人等、重症化リスクの低い人については医療機関を直接受診せずともネット等で保健所に届け出る体制を構築し、迅速な感染者認定登録を行えるようにすること。
- 6 新型コロナウイルス感染症発生届の作成が負担となっていることから、発生届のさらなる簡素化を図ること。
- 7 発熱患者をより多くの医療機関で診察できるようにする、HER-SYS 及び My HER-SYS の使い勝手やアクセス状況を改善するなど、現場や保健所の負担軽減策を直ちに講じること。
- 8 医療現場の実態を把握するため、医師、看護師の欠勤率の調査を早急を実施するとともに、医療崩壊を防ぐ手だてを早急に検討し実行に移すこと。

- 9 車いすの方がホテル療養を拒否される事例が発生していることから、障がい者のホテル療養について、極力受け入れを行うよう、国として各自治体に指示を出すこと。

(ワクチン)

- 10 希望する60歳未満の保育従事者をはじめとするエッセンシャル・ワーカーのワクチン4回目接種を急ぐこと。
- 11 追加接種の年齢を引き下げた方が感染者、重症者ともに大きく減ると予測される知見も出ていることから、4回目接種に関する新たな知見を踏まえ、全ての希望者をワクチン4回目接種の対象化とすることについても早急に検討すること。
- 12 接種率の低い若者等の3回目接種を加速するため、ワクチン接種の意義について丁寧にコミュニケーションを図るとともに、副反応が少ないノババックスのワクチンを活用すること。
- 13 ワクチンの追加接種について、今秋以降にオミクロン株に対応した改良型で実施する方針が示されたことによって、いま3回目・4回目の接種を急ぐより、オミクロン対応の改良型ワクチンによる接種を待とうとの雰囲気が出ている。ワクチンに関する情報発信を整理し、明確に伝わるようにすること。

#### 【引き続き協議を求める件】

(感染拡大防止)

- 14 重症化リスクの高い高齢者の感染が増えれば医療は逼迫することから、今後の重症者数の急増を想定し、臨時医療施設の開設をはじめ、病床確保及び医療従事者確保など先手の対策に万全を期すこと。
- 15 司令塔機能の強化のため、首相をトップとする病床確保等本部を官邸に設置し、国と都道府県の協議の下、都道府県を越えて患者を受け入れる体制や医療関係者を融通し合う体制、在宅診療をフォローアップし保健所が対応できない自宅療養者等をケアする体制を確立すること。
- 16 医療を必要とする人が確実に医療を受けられるよう、これまでの保健所中心の仕組みから平時にコロナ感染時の対応を依頼する医師を登録して有事に迅速な検査・治療の実施を可能とする患者・医師・医療機関中心の仕組み(コロナかかりつけ医制度)に転換すること。
- 17 岸田総理が総裁選で掲げた「医療難民ゼロ」は、第6波では実現されなかったことから、第6波の反省に立ち、自宅放置死を出さないために、自宅療養者へのケアを充実するとともに、補助の拡充や診療報酬の引き上げなどにより入院が必要な患者がすぐに入院できる体制を整備すること。患者が自宅療養する場合には、在宅で持続的な酸素投与ができる体制を整備するとともに、飲食料品や感染防護品を確実に供給すること。

(検査の拡充)

- 18 濃厚接触者、医師が必要と判断する者、エッセンシャル・ワーカー等、検査を希望する者が迅速・確実に検査を受けることができるよう、検査体制を拡充すること。
- 19 感染拡大が起こっても感染経路を確実に追うことができるよう、PCR検査、全ゲノム解析を

充実させること。

20 新たな変異株が持ち込まれることがないよう、出入国管理を徹底すること。

(事業者支援、生活者支援)

21 「コロナ困窮労働者給付金法案」について、速やかに与野党協議を行うこと。

22 小学校休業等対応助成金について、既に取得した休暇に対しても個人申請方式で支給すること。また、企業が認めない場合は、政府が仲介するなどの支援を行うこと。

23 立憲民主党が4月4日に衆議院に提出した「コロナ債務減免法案」について、速やかに与野党協議を行うこと。

24 活動の縮小や停止を余儀なくされている文化芸術関係者や関連業種従事者への支援について、支援対象を拡大し、予算を大幅増額すること。

25 移動の自粛により、公共交通機関の経営が極めて厳しい状況にあることに鑑み、需要回復に至るまでの支援策を講じること。

26 コロナ後の観光立国再構築を見据え、窮地に陥っている観光関連産業の雇用・事業継続のため、支援策を講じること。また、立憲民主党が提出した「観光産業事業継続支援金支給法案」について、速やかに与野党協議を行うこと。

27 感染の拡大で影響を受ける事業者や生活困窮者等に対して必要な支援を行うこと。

28 事業復活支援金について、給付上限額を拡充し、4月以降も給付対象月とすること。

29 多くの事業者はコロナ特別融資を受け経営を継続している。債務返済について、リスクや債務減免などについて柔軟に対応を行うこと。

(学校関係)

30 学校現場において必要十分な教員や指導員などの人材の確保を行うとともに、必要な備品の確保、施設・設備の改修支援を行い、学びの機会を保障すること。

31 飲食店の時短営業などに伴い、保護者の収入やアルバイト収入等が減少している学生等への支援を行うこと。

(孤独・孤立、自殺対策)

32 全国の自治体等と連携し、孤独・孤立している人への支援、自殺対策(生きることの包括的支援)に万全を期すこと。

(ワクチン等)

33 ワクチン及び治療薬の確保に万全を期すこと。

34 5～11歳の健康な子どもへのワクチン接種については、接種のメリット(発症予防等)とデメリット(副反応等)を十分説明すること。また、5～11歳の基礎疾患を有する子どもへのワクチン接種については、本人の健康状況をよく把握している主治医と養育者との間で、接種後の体調管理等を事前に相談するように促すこと。

35 交差接種を含むワクチンの有効性及び安全性、副反応情報など、具体的情報を正確・迅速に伝えるなど、ワクチンに関するリスク・コミュニケーションを一層強化すること。

36 国産ワクチンや国産治療薬の開発、製造の支援を強化すること。

37 WHO(世界保健機関)加盟国の「パンデミック(世界的流行)条約」の検討状況について明らかにすること。

(後遺症、国家試験、対策の検証)

38 ワクチン接種の費用対効果の検証は不可欠であることから、製薬会社とのワクチン契約の検証に取り組むこと。

39 後遺症とみられる症状に悩む人の相談体制を整備するとともに地域の医療機関で迅速に治療を受けられるようにすること。

40 後遺症への理解・啓発を行うとともに、後遺症の影響で仕事を失ったり休業を余儀なくされたりする人が相次いでいることから、職場への復帰や再就職を支援すること。

41 本年の医療医薬品関係国家試験について、新型コロナウイルス感染症に罹患するなどして受験が認められなかった人が多数いたことから、来年の国家試験については、再受験などの救済制度を検討すること。

42 国会として、これまでの新型コロナ対策について検証を行う場を設けること。

以 上